

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年9月26日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 東広島市津江老人福祉センター屋根防水修繕 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18-28-0033 |
| (3) 物品・委託役務内容 | 津江老人福祉センターの屋根（アスファルトシングル製）の塗装を更新するとともに、天井の石膏ボード等の一部張り替え等を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 東広島市津江老人福祉センター |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 契約種別 | 総価契約 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	修繕>備品・施設<小規模>修繕 建築類
イ 法令等による登録等	問わないものとする。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- (1) 使用する契約約款は、東広島市の修繕請負契約約款（東広島市ホームページ掲載）とする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成28年9月26日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成28年9月26日～ 平成28年10月17日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成28年9月26日～ 平成28年10月3日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 健康福祉部 高齢者支援課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0984 ファックス番号 082-426-3117 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成28年10月6日～ 平成28年10月17日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成28年10月13日～ 平成28年10月14日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成28年10月17日 午前10時00分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料の提出は求めない。

5 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

東広島市津江老人福祉センター屋根防水修繕仕様書

- 1 修繕名 東広島市津江老人福祉センター屋根防水修繕（以下「本修繕」という。）
- 2 履行場所 東広島市津江老人福祉センター
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで

4 概要

東広島市津江老人福祉センターにおいて、次の要領・手順により屋根の防水塗装、天井の貼り替えを施すこと。詳細は「5 作業明細」による。

作業等名称	要領・手順（概要）
(1) 現場洗浄	屋根に自生している苔等を高圧洗浄にて清掃する。
(2) 屋根塗装	屋根全体を耐候性・耐久性に優れた下塗材で塗装し、さらにその上に上塗材を塗装する。
(3) 軒樋清掃	軒樋の清掃を行う。
(4) 給湯室・トイレ天井修繕	給湯室・トイレの天井の一部（雨漏りにより変色した箇所）を湿気などでの品質変化の少ない不燃ボードに貼り替え、塗装する。
(5) 廊下・ホール・リハビリ室天井修繕	廊下・ホール・リハビリ室の天井の一部（雨漏りにより変色した箇所）を化粧石膏ボードに貼り替える。

5 作業明細（使用材料、数量等）

作業等名称	規格（参考型式・作業要領等）	数量	備考
(1) 現場洗浄	使用機材は問わないが、次工程に用いる材料（塗料）に添付する説明書等を参考に、次工程に支障がない程度の作業品質とすること。	262 m ²	数量は全体屋根面積
(2) 屋根塗装	(1) 柔軟型アクリルシリコンサーフェーサー メーカー／エスケー化研株式会社 製品名／水性シグナルサーフ	262 m ²	数量は全体屋根面積
	(2) カラーベスト・コロアール塗り替用水性シリコン塗料 メーカー／エスケー化研株式会社 製品名／水性マフレッシュシリコン 艶消しカラー／RC101	262 m ²	数量は全体屋根面積
(3) 軒樋清掃	使用機材は問わないが、堆積した塵（落葉等）を除去し、雨水の流れを妨げないように清掃すること。	53.34m	数量は軒樋の総延長
(4) 給湯室・トイレ天井修繕	(1) けい酸カルシウム板 メーカー／エチアス株式会社 製品名／エクラックス平版 型式／TOMBO No.6458 寸法／幅×長さ×厚さ 910×910×6mm ※現場の状況により適宜カットして使用	3 枚	数量は枚数
	(2) 合成樹脂エマルジョンペイント（EP） メーカー／エスケー化研株式会社 製品名／エコフレッシュ 型式／艶消し	2.5 m ²	数量は塗装面積

(5) 廊下・ホール・リハ ビリ室天井修繕	(1) 化粧石膏ボード メーカー/吉野石膏株式会社 製品名/ジプトン・ライト 寸法/幅×長さ×厚さ 455×910×9.5mm	13枚	
--------------------------	--	-----	--

6 作業位置図

別紙1 修繕箇所及び現況写真

7 使用材料の仕様及び業上の注意等

- (1) 使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版 18章「塗装工事」及び19章「内装工事」に定めるところによる。
- (2) 仕様書に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、参考製品と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を契約締結後に発注者に提出し、事前に承認を得ること。

8 事前見学等

修繕対象施設の事前見学は、事前に発注担当課に申し出た上で、平成28年10月3日までに発注担当課が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。（質問書提出期限：平成28年10月3日）

なお、職員が常駐していない施設のため見学には発注担当課の職員が立ち会うので、見学を希望する日の2日前までに申し出ること。

9 注意事項

- (1) 入札にあたっては可能なかぎり事前見学を行うこと。なお、事前見学を行うことが、入札に参加するための必須条件ではない。
- (2) 工法及び部材の品番等、計画図面（屋根伏図、立上詳細図面）を事前に提出すること。
- (3) 本修繕の実施に際し、修繕の受注者は履行場所の施設の運営に影響が出ないよう配慮すること。
- (4) 本修繕の実施期間中、履行場所の施設の利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (5) 本修繕の作業日程は、あらかじめ発注担当課と協議すること。
- (6) 受注者は、本修繕の実施にあたり修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕実施責任者を定めて発注担当課に通知すること。
- (7) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。
- (8) 本修繕において、履行場所に備付けの備品等の用具を使用したいときは、事前に発注担当課の承諾を得ること。また、承諾を受けてこれを使用する際は丁寧に扱うこと。
- (9) 本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。
- (10) 本修繕の実施にあたっては、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。
- (11) 本修繕にあたり交換する等により取り外された部品等については、発注担当課の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。

- (12) 修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注担当課が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。
- (13) 本修繕に係る瑕疵担保責任は約款に定めるとおりとし、修繕に関わる製品等のメーカー保証書を提出すること。
- (14) 本修繕にあたり、建物又は備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。
- (15) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注担当課に報告の上、発注担当課の指示のもと復旧すること。
- (16) 発注担当課は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団の排除に関する要綱（平成21年10月1日訓令第47号）（以下、「暴力団排除要綱」という。）に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、暴力団排除要綱第5条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注担当課に報告すること。
- (17) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

10 問い合わせ先

(1) 発注担当課

東広島市 健康福祉部 高齢者支援課
東広島市西条町栄町8番29号
TEL：082-420-0984
FAX：082-426-3117

(2) 修繕対象施設

東広島市津江老人福祉センター
東広島市黒瀬町津江575番地2

屋根



湯沸室天井 (①)



トイレ天井 (②)



廊下天井 (③)



リハビリ室天井 (④)



ホール天井 (⑤)



平面図

